



水戸市ニュースリリース

水戸市マスコットキャラクターみとちゃん

市政記者各位



令和8年 5月 14日

水戸市

住民訴訟における判決言渡しについて

本日、東京高等裁判所において、令和5年（行コ）第198号水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件に関する判決言渡しがありました。

判決の内容は、以下のとおりです。

1 判決

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

2 市長コメント

本日、東京高等裁判所において、令和5年（行コ）第198号水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件の判決があり、本市の主張が認められ、原告の訴えが棄却されました。

新市民会館につきましては、東日本大震災により被災し使用できなくなった旧市民会館に代わる施設として、水戸市議会において積極的な議論をいただくとともに、市民の皆様や再開発組合、経済団体等の多くの皆様の御協力のもと整備したものであり、その必要性が認められたものと考えております。

現在、市民会館は多くの方々に御利用いただいております、本市の芸術文化の振興、まちのにぎわいづくりにつながっているものと確信しております。

今後とも、市民会館が多くの市民に愛され、活用され、市民が誇りに思えるような施設となるよう、全力で取り組み、将来にわたってにぎわいのある楽しめるまちをつくってまいります。

《本件に関する問合せ先》

課 名：市民協働部文化交流課

担 当 者：根本、上原

電話番号：029-291-3846